

# 軍事史学

第49巻 第2号

## 巻頭言

### 「治安戦」研究の進展のために

——類型化の試み——

笠原十九司

「治安戦」の研究は、日本の軍事史研究の中ではまだまだ遅れた分野であり、本誌が「治安戦」と反乱の諸相」の特集号を組んだことは、画期的な意義をもっている。

筆者は「治安戦の思想と技術」〔岩波講座アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相〕岩波書店、二〇〇六年）において、「治安戦とは、占領地・植民地の統治の安定確保を実現するための戦略、作戦、戦闘、施策などの総称である」〔二二五頁〕と規定し、日中戦争における「治安戦」の実態を『シリーズ 日本』の経験を問う「日本軍の治安戦——日中戦争の実相——」〔岩波書店、二〇一〇年〕にまとめたことがある。現在は、近代日本の戦争史における「治安戦」について、以下のように類型化してそれぞれの実態と思想、技術さらに結果を踏まえた歴史的意味の究明など、理論化をふくめた研究を進展させる必要を感じている。

A【日本の植民地直接統治のための治安戦】①台湾植民地統治のための治安戦。作戦軍は日本の軍隊・憲兵・警察、作戦対象は抗日ゲリラと抗日的民衆。②朝鮮植民地統治のための治安戦。作戦軍は日本軍（朝鮮駐劄軍・朝鮮駐劄憲兵隊）、作戦対象は朝鮮抗日義兵。

B【日本の傀儡国家（政権）樹立・強化のための治安戦】①「満州国」の樹立と統治の強化、安定のための治安戦。作戦軍は当初関東軍（日本軍）、後に傀儡軍である「満州国軍」に肩代わりさせる制度への移行を試みる。作戦対象は反満抗日ゲリラ。②日中戦争時の華北の占領統治維持のための治安戦。作戦軍は北支那方面軍（日本軍）、北支那駐屯憲兵隊、後に「中華民国臨時政府」ついで「華北政務委員会」（傀儡政権）の保衛団の兵士にも分担させる。作戦対象は八路軍と抗日ゲリラ、抗日的民衆。③汪兆銘（汪精衛）政権の樹立（一九四〇年三月）と統治の強化、安定のための治安戦。清郷工作と称した。作戦軍は傀儡軍が中心となり、日本軍は顧問など指導的立場で参加した。作戦対象は新四軍と抗日ゲリラ。④アジア太平洋戦争において軍事占領した地域における軍政・占領統治維持のための治安戦。作戦軍は日本軍、傀儡政権を樹立した地域では傀儡軍も動員、作戦対象は抗日ゲリラ。

AとBの相違は、第一次世界大戦を画期として、世界的に民族解放勢力が増大し、いっぽうで、帝国主義列強間においても、中国の主権、独立の尊重、領土保全、門戸開放、機会均等の原則を定めた九カ国条約（一九二二年二月ワシントン会議において締結）のように、一国が直接植民地統治をすることを認めない時代に変化したため、日本は傀儡国家（政権）を通して統治するという体裁を取らざるを得なくなったことなどによる。

（都留文科大学名誉教授）